

# 海外サプライチェーン多元化等支援事業 概要説明資料 (第三回公募)

令和2年9月

経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課

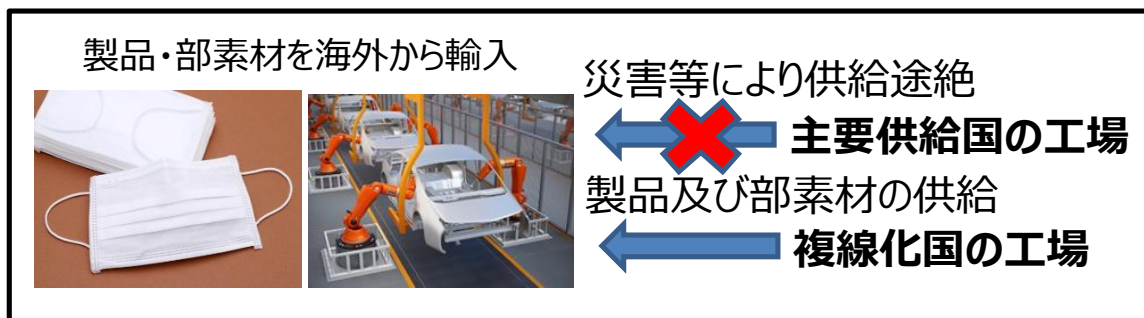
(独) 日本貿易振興機構

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

はじめに.

**海外サプライチェーン多元化等支援事業は  
製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靱化に  
向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援します。**

**イメージ図** 製品供給元及び部素材製造拠点の多元化



<b>補助対象</b>	企業によるASEAN諸国等への設備投資
<b>補助対象者 ／補助率</b>	[大企業] 1 / 2 以内 [中小企業等] 2 / 3 以内 [中小企業等グループ] 3 / 4 以内 ※日本ASEANのサプライチェーン強靱化への貢献度合い等を総合評価した補助率調整指数を乗じた率以内で、提案内容の審査結果の内容も踏まえて決定
<b>補助額</b>	1億円(100万円※)～15億円
<b>事業期間</b>	2025年3月31日まで(2023年3月31日まで※)

※特別枠(3ページ参照)の場合

# 1. 本補助金の概要

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. お問い合わせ先

## 事業の目的

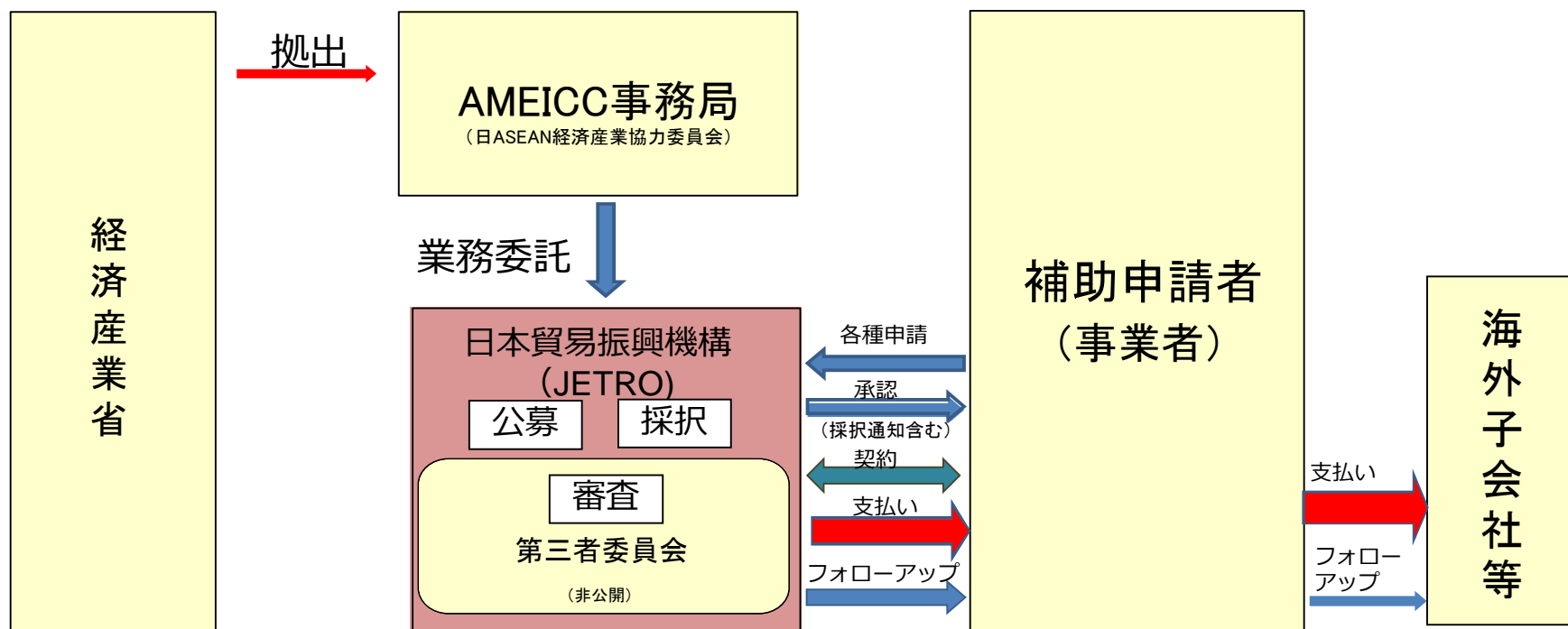
本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的とします。

## 予算

- ・ 235億円(令和2年度補正予算) (設備導入・実証事業・事業実施可能性調査への補助全て含む)

## 本補助金の執行スキーム

- ・ 本事業の事務局は、日本貿易振興機構 (JETRO) となっています。



## 2. 補助対象要件（対象・経費等）

1. 本補助金の概要
2. 補助対象要件
3. 採択の審査
4. スケジュール
5. お問い合わせ先

### 補助対象事業

日ASEANサプライチェーン強靱化に資する、ASEAN等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資費

- ※海外子会社：日本側出資比率10%以上
- 海外孫会社：日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超

### 補助対象事業者

日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有している事業者

### 補助率

中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業1/2 に補助率調整指数※（20%～100%）や提案内容の審査結果の内容を踏まえて補助率を決定

#### ※補助率調整指数

以下の(ア)～(ウ)等の項目を総合評価し、A：100%、B：80%、C：60%、D：40%、E：20%の5段階の補助率調整指数を決定

- (ア) 日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献度合い（補助対象設備の立地場所、補助対象設備新設・増設によって起こる国内外での流通量の変化等）
- (イ) 事業対象となる製品・部素材が、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なものかどうか（マスク、人工呼吸器等）
- (ウ) レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるもの 等

### 補助申請額

- 設備導入補助型（一般枠） 1億円～15億円
- 設備導入補助型（特別枠） 100万円～15億円

※特別枠：マスク、人工呼吸器等、国民が健康な生活を営む上で重要であることから、政府が増産や安定供給の要請をしているもの（製品・部素材が特別枠に該当するか否か判断に迷う場合については、申請前に経済産業省貿易振興課(P6参照)にご照会下さい。）

経費区分	要件
・機械装置等製作・購入費	製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費
・土木・建築工事費	製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費
・改造費	機械装置の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）に要する経費

### 補助事業実施期間

- ・対象経費は、交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したもの
- ・補助事業実施期間
  - 一般枠：交付契約日～2024年度末（2025年3月末）まで
  - 特別枠：交付契約日～2022年度末（2023年3月末）まで

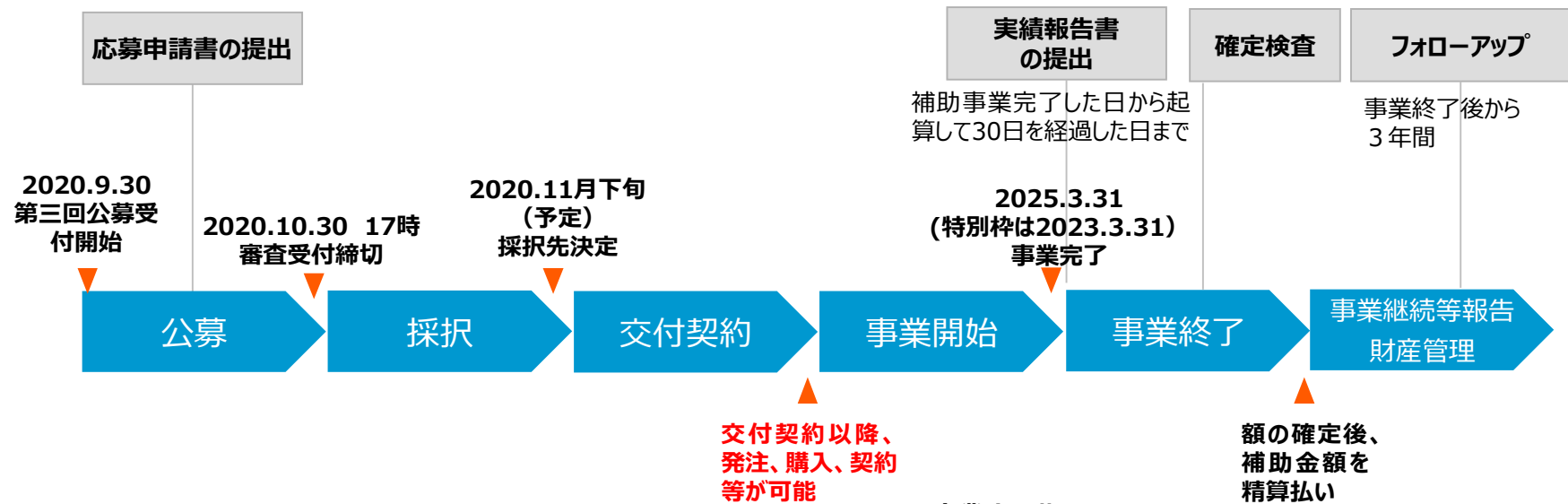
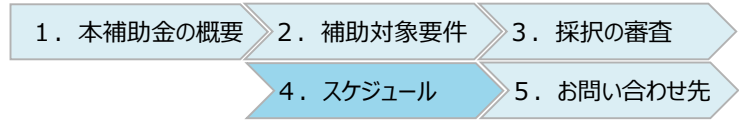
# 3. 採択の審査

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. お問い合わせ先

## 審査内容

審査項目	審査内容
①-1 申請企業・団体の適格性 ①-2 申請内容の適格性・十分性・明確性	・申請事業者が不支給要件に当たらないことが確認できるか ・補助事業の目的・要件に合致しているか ・提出書類が揃っているか、また十分かつ明確な記載がなされているか 等
②-1 補助事業の実施体制 ②-2 財務の健全性 ②-3 補助事業の実現可能性	・補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか ・事業計画書中の「実施体制図」において、申請事業者の実施体制が具体的に記載されており、事業を行うにあたり十分と考えられるか ・補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか ・資金調達の目処が立っているか。企業規模に鑑み過大投資でないか ・補助事業のスケジュールが妥当であるか 等
③-1 対象製品の生産集中度 ③-2 多元化の効果 ③-3 その他サプライチェーン強靱化の効果	・補助事業により生産する製品・部素材について、是正すべき生産拠点の集中度が認められるか ・補助事業により生産する製品・部素材について、多元化の程度が高いか ・以下の(ア) (イ)に該当するなど、日ASEANサプライチェーン強靱化に資する事業であるか (ア) 事業対象となる製品・部素材が、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なマスク、人工呼吸器であるなど、緊急時に日本及びASEANの経済・社会に与える影響を低減するものであること。 (イ) 事業対象となる製品・部素材が、レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等といったサプライチェーン上の上工程に属するなど、供給の途絶時に日本及びASEANの経済・社会に与える影響が大きいものであること。
③-4 波及効果・展開可能性 ③-5 現地国での産業高度化等の副次効果	・川上・川下産業への投資誘発など波及効果はあるか ・事業実施国において、技術協力や雇用創出に貢献する、注力産業の発展に資するなど、現地国の産業高度化等に資するか 等
④補助率調整指数	・以下の(ア)～(ウ)等の項目を総合評価し、A：100%、B：80%、C：60%、D：40%、E：20%の5段階の補助率調整指数を決定。 補助率（中小企業等グループ3/4、中小企業2/3、大企業1/2）に、上記の補助率調整指数を乗じて、最終補助率を決定する。 (ア)日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献度合い（補助対象設備の立地場所、補助対象設備新設・増設によって起こる国内外での流通量の変化等） (イ)事業対象となる製品・部素材が、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なものかどうか（マスク、人工呼吸器等） (ウ)レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるもの 等

# 4. スケジュール



## ・補助対象額

採択後、事業支援事務局は、申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、補助金交付規程に基づき交付契約通知を発出し、補助申請者との間で補助金交付契約を締結します。この際、補助対象経費が減額する場合がありますので予めご了承ください。

## ・交付契約前の発生経費

交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限りま

## ・入手価格の妥当性

交付契約手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。ただし、発注内容の性質上2社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。

## ・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る設備等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、2024年度末まで（特別枠については、2022年度末まで）に事業完了（設備の取得が完了し、経費が全て支払われた時点をいう）して下さい。

## ・財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。  
なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

## ・フォローアップ

当該事業による日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献実績（総生産量及び生産拠点国、ASEAN、日本等への流通量等）を事業終了後から3年間継続して確認を行います。

## <補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還>

事業計画と事業終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求める可能性があります。なお、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めません。

# 5. お問い合わせ先（趣旨・事業全般）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. お問い合わせ先

所管	機関名	連絡先
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 貿易経済協力局 貿易振興課 TEL:03-3501-6759
事務局	(独) 日本貿易振興機構	〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル 日本貿易振興機構 (海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局) 03-3582-5410 (9時~12時、13時~17時。土曜日曜祝日を除く。) E-mail : SCS@jetro.go.jp HP : <a href="https://www.jetro.go.jp/services/supplychain">https://www.jetro.go.jp/services/supplychain</a>